

仙台市熱利用システム導入支援補助金交付要綱

(令和5年5月16日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市域における熱エネルギーの有効活用により平常時の低炭素化を推進するとともに、停電時に備えた分散型電源の普及や、気候変動への適応力を高めるため、熱エネルギーの有効活用に資する機器を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第11条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第11条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。
- (3) 新築住宅 新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないものをいう。
- (4) 新築建売住宅 前号に定める新築住宅の建売住宅をいう。
- (5) 既存住宅 第3号に定める新築住宅及び前号に定める新築建売住宅以外の住宅をいう。

(補助対象機器等)

第3条 補助の対象となる機器等（以下「補助対象機器等」という。）は、次の各号に掲げる熱エネルギーを活用できる機器等とする。

- (1) 太陽熱利用システム（自然循環型）
- (2) 太陽熱利用システム（強制循環型）
- (3) 地中熱利用システム
- (4) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

2 補助対象機器等の補助要件は別表1に定める。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業は、市内にある居住の用に供する又は居住の用に供する予定の住宅に、補助対象機器等の新たな設置、更新又は増設を行う事業とする。ただし、以下に掲げるものを除く。

- (1) 中古品の設置、修繕その他これらに類するもの
- (2) 既に工事に着手しているもの。ただし、建売住宅供給者等から住宅を購入する場合にあっては既に引渡しをしているもの

(補助金の交付対象者)

第5条 この補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 市内に居住の用に供する予定のある新築住宅を建築し、居住しようとする個人
- (2) 建売住宅供給者等から補助対象機器等を備えた市内の新築建売住宅を購入し、居住しようとする個人

(3) 市内に居住の用に供されている、又は居住の用に供する予定のある既存住宅を所有している、又は所有しようとする個人。ただし、他に所有者がいる場合又は集合住宅の共用部分において補助事業を行う場合は、すべての所有者から補助事業に係る同意が得られていること又は当該集合住宅の管理規約等で補助事業を行うことが認められていること

2 この補助金の交付を受けることができる者は、前項に加え次の要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する又は住所を有する予定のあること
- (2) 本市の市税を滞納していないこと
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと
- (4) 同一年度内において本要綱による申請を行っていないこと
- (5) 補助対象機器等について本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと
- (6) せんだい健幸省エネ住宅補助金(新築向け)の交付決定を受けていないこと

3 第1項第3号に該当する個人であって、かつ前項第1号に該当しない場合、補助事業を行う住宅に配偶者又は一親等以内の親族が居住している場合は補助金の交付を受けることができる。

(市税の滞納がないことの確認方法)

第6条 第5条第2項第2号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第7条 第5条第2項第2号に規定する市税とは、個人の市民税(地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税(種別割)及び都市計画税とする。

(補助対象経費)

第8条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象機器等(付帯機器を含む)の購入費用及び設置に係る工事費用(機器設置と一体不可分の工事に限る。)から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。ただし、国又は県その他の団体から補助金を交付される場合は当該補助金相当額を控除した額とする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、補助対象機器等の区分に応じ、別表2に定めるものとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額が補助対象経費を上回る場合、補助金の額が補助対象経費を上回らないように、市長は補助金の額を減額する。

(交付の申請)

第10条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、事業の着手前に、補助金交付申請書(様式第1号)に別表3に定める関係書類を添えて、事業を実施する年度の12月15日までに、市長に提出して行うものとする。

(交付の決定等)

第11条 市長は、申請を受理してから14日以内（仙台市の休日を定める条例（仙台市条例第61号）に規定する休日を除く。）に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、交付の決定については補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付の決定については補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(手続代行者)

第12条 この要綱による補助を受けて補助対象機器等を設置しようとする者は、この要綱に定める申請手続きについて、補助対象機器等を販売又は設置する者（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの申請手続きの代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。また、この手続きの代行を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他関係法令に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができる。

(交付の条件)

第13条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助事業の内容の変更であって、交付決定を受けた補助金の額及び補助対象設備の種類に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項第1号の規定による変更の申請は、補助金変更承認申請書（様式第4号）により行うものとする。ただし、交付決定を受けた補助金の額を増額することはできない。

3 規則第5条第1項第2号の規定による中止又は廃止の申請は、補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により行うものとする。

4 前2項の申請に対する承認は、補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

5 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第14条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日を経過した日までに補助金交付申請取下書（様式第7号）により行うものとする。

(実績報告)

第15条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した補助金実績報告書（様式第8号）に別表4に定める書類を添えて、補助事業を実施する年度の1月末日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、補助金交付額確定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、第15条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第18条 市長は、第16条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、第16条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、補助金交付請求書(様式第10号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
- (4) 補助事業を実施する年度の1月末日までに補助金実績報告書の提出がなかったとき

2 前項の取消しを行ったときは、補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限等)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」

という。)を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、別表5に定める補助対象機器等の耐用年数の期間内に規則第20条第1項に規定する財産の処分をしようとするときは、あらかじめ補助金財産処分承認申請書(様式第13号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。
- 4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(立入検査等)

- 第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。
- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

- 第23条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から別表5に定める期間保存しておかなければならない。

(協力)

- 第24条 市長は、補助事業者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等について協力を求めることができる。
- 2 補助事業者は、前項の調査について、市長から協力を要請された場合は、これに応じるよう努めなければならない。

(委任)

- 第25条 この要綱の施行に関し必要な事項は、脱炭素都市推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

別表1 補助対象機器等の補助要件（第3条関係）

補助対象機器等	補助要件
太陽熱利用システム （自然循環型）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集熱器（集熱パネル）と蓄熱槽（貯湯槽）の間を自然循環作用によって熱輸送を行うもの ・ 一般社団法人ベターリビングが優良住宅部品（BL部品）として認定したもの
太陽熱利用システム （強制循環型）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集熱器（集熱パネル）と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行うもの ・ 一般社団法人ベターリビングが優良住宅部品（BL部品）として認定したもの
地中熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地中の熱（冷熱含む）を熱源として、ヒートポンプにより冷暖房又は給湯に利用すること
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市ガス・LPGを燃料として使用し、発電・排熱利用を行うシステムであること ・ 停電時にも発電を継続できる機能を有すること

別表2 補助金の額（第9条関係）

補助対象機器等	補助金の額	上限額
太陽熱利用システム（自然循環型）	補助対象経費の1/10	30,000円
太陽熱利用システム（強制循環型）	補助対象経費の1/10	90,000円
地中熱利用システム	補助対象経費の1/5	500,000円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	100,000円/台	100,000円

別表3 補助金交付申請書（様式第1号）に添付する書類（第10条関係）

	書類名	備考	既存	新築
①	工事計画書	・様式第1号別紙1	○	○
②	住民票	・申請者本人の原本 ・交付日が交付申請書の提出前3か月以内のもの	○※1	-
③	建物の登記事項証明書 （登記簿謄本）	・建物の登記簿謄本の原本 ・交付日が交付申請書の提出前3か月以内のもの	○※2	-
④	工事請負契約書（又は工事請書）の写し	・申請者の氏名、住所、設置場所、押印等を確認できること	○	○
⑤	見積書等の写し	・補助対象機器等の本体・部材費用及び一体不可分工事費用がわかるもの ・見積の合計金額が契約書と同じ金額であること ・申請者あての見積書であること	○	○
⑥	補助対象機器等のカタログ等の写し	・設置する補助対象機器等の仕様がわかるもの	○	○
⑦	市税の滞納がないことの証明書	・交付日が交付申請書の提出前30日以内のもの ・市税納付状況確認に同意した場合は不要	○※3	○※3
⑧	建物の他の所有者からの同意書	・補助対象機器等を設置する建物に他の所有者がいる場合のみ ・様式第12号	○※3	-
⑨	その他市長が必要と認める書類		※3	※3

※1 申請時に市内に住所を有していない場合は不要（実績報告時に提出）

※2 既存住宅を新たに所有しようとする場合は不要（実績報告時に提出）

※3 該当する場合のみ

別表4 実績報告書（様式第8号）に添付する書類（第15条関係）

	書類名	備考	既存	新築
①	工事報告書	・様式第8号別紙1	○	○
②	領収書等の写し	・申請者の氏名及び補助対象機器等の設置費用負担をしたことがわかるもの	○	○
③	建物全景写真	・様式第8号別紙2（1） ・工事後の建物全景のカラー写真	○	○
④	工事写真	・様式第8号別紙2（2） ・工事前・工事後の補助対象機器等全体のカラー写真（工事前・工事後とも、様式第2号別紙1を貼り付けて撮影すること。） ・工事後の補助対象機器等拡大のカラー写真（機器銘板やラベルなどの文字が読み取れるよう撮影すること）	○	○
⑤	補助対象機器等の保証書等の写し	・申請者氏名、設置先住所、製品型番、製造番号、設置日付、販売店印等が分かるもの	○	○
⑥	建物の登記事項証明書（登記簿謄本）	・建物の登記簿謄本の原本 ・既存住宅の場合、申請時に所有していなかった場合のみ	○※1※2	-
⑦	住民票	・実績報告書提出前3ヶ月以内のもの ・既存住宅の場合、申請時に市内に住所を有していなかった場合のみ ・新築の場合、補助対象事業を実施した住宅に居住したことが分かるもの	○※2	○
⑧	建築場所と住民票の住居表示が同一場所と分かるもの	・申請時に提出した契約書の建築場所と住民票の住居表示が異なる場合 ・住居番号設定通知書など	-	○※3
⑨	他の補助金の額がわかる書類の写し	・他の補助金を受給する場合のみ ・補助金交付申請書、交付決定通知書等の写し（申請者氏名、金額の分かるもの）	○※3	○
⑩	住宅の引渡証明書	・建売住宅を購入する場合のみ	-	○※3
⑪	その他市長が必要と認める書類		※3	※3

※1 実績報告期日までに登記事項証明書を添付できない場合は、登記受領証の写しを添付の上、後日当該証明書を提出すること

※2 申請時に提出している場合は不要

※3 該当する場合のみ

別表5 補助対象機器等の耐用年数（第21条関係）

補助対象機器等	耐用年数
太陽熱利用システム（自然循環型）	15年
太陽熱利用システム（強制循環型）	15年
地中熱利用システム	15年
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年